

奈良県教育委員会教育長訓令第一号

事務局一般

県立学校

学校以外の教育機関

奈良県教育委員会行政文書管理規程（平成元年十二月奈良県教育委員会教育長訓令甲第五号）の一部を次のように改正し、令和元年十二月一日から施行する。

令和元年十一月十九日

奈良県教育委員会教育長 吉田育弘

「教育機関等」を「教育機関」に改める。

第一条中「橿原考古学研究所附属博物館を除く。」を削り、「はかる」を「図る」に改める。

第一条の二中第二号を削り、第三号を第二号とし、第四号から第六号までを一号ずつ繰り上げる。

第三十六条の見出しを削る。